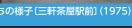
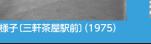
区民主体のまちを築き上げる



















していこうという制度です。



を委嘱し、住民の総意と工夫 ちづくり活動を区

による「まちづくり」を実践の職員が支援する

地域行政スタート前(昭和54年~平成2年)

【 ○ 区ではじめて「地域行政」という言葉が使われたのはいつですか?

昭和54年の基本計画(「福祉社会をめざすヒューマン都市世田谷」 実現に 向け10年間の計画を示したもの。) ではじめて 「地域行政」 という言葉が登場 しました。



各地区の区民から「推進員」 区民の自主的なま システムの導入により、ファク

という目的で発足

しました。



シミリ導入時以上の大幅な窓口

サービスのスピードアップと住

民情報の管理の簡素化が実現し





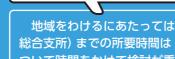


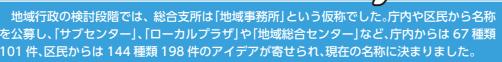




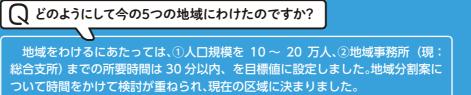
区全体を世田谷・北沢・玉川・砧・烏山

区役所(本庁) - 総合支所 - 出張所(26 出張所 1 分室)の三層構造により、区民に身近なサー ビスやまちづくりをスタートさせました。









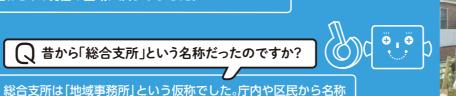
区と協働した自主的なまちづくり活動の推進を図るた

め、各地区(まちづくりセンター) ごとに設置されていま

す。区長から委嘱された委員の皆さんが中心となって、

まちづくりに関する身近な問題を解決するため、幅広い

実践活動を行っています。







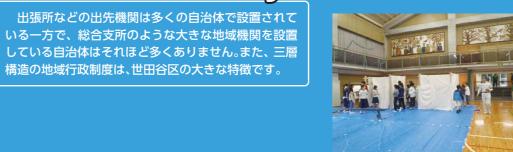
出張所の窓口事務を区民利用の多

い7出張所に集約しました。それ以

外の20出張所は「まちづくり出張

所」とし、地区まちづくり支援を強

化することとしました。





地区まちづくりの支援の強化

をさらに進める観点から、より

区民に分かりやすく、親しみや

すい名称とするため、名称変更

を行いました。









まち歩きやワークショップなどを通じて、災害 7か所の出張所のまちづく まちづくりセンター・あんしんすこやかセ 時の課題の抽出と対応策を検討しています。地り機能を分離し、まちづくンター・社会福祉協議会地区事務局の三者

地区の役割をふまえた再構築期(平成23年~)

区防災計画を作成し、課題への取組みの進捗状 リセンターを設置するこ 連携のもと、各地区で区民の相談に対応し、 況を確認しながら、地区防災力の向上を目指し とで全27地区にまちづく 適切な支援に結びつける地域包括ケアの地 りセンターを整備しました。 区展開がスタートしました。





【 ○ 総合支所は、政令指定都市の行政区となにが違うのですか?

政令指定都市は行政区とその区役所が必置となっているのに対して、世田谷区の総合支所は それと似た仕組みを自ら作ったものです。世田谷区は、総合支所の管轄区域を5つの「地域」とす ることで、独自の地域内分権的な行政運営をしてきたと言えます。

